

外国為替証拠金取引説明書

外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について	2
外国為替証拠金取引のリスクについての説明	4
外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて	6
外国為替証拠金取引の手続きについて	19
外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	21
弊社の概要について	23
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	24

本取引説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。

本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく外貨 ex お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について

商号：株式会社 サイバーエージェント FX
登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者
連絡先：0120-724-277 info@gaikaex.net
加入協会：社団法人金融先物取引業協会 登録番号 1555 号

外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建て MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるにあたっては、約款、規程および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾して頂く必要がございます。

1. お客様が行う外国為替証拠金取引の額は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に通貨の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被る恐れがあり、かつ当該損失の額がお客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利が変動することにより、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。
3. 相場状況の急変により、ビット価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
4. 取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、約定、確認、取消などが行えない可能性があります。
5. 手数料は、1通貨単位あたり片道 0.03 銭を上限として徴収します。手数料は取引数量に応じて異なります。詳しくは「18. 手数料」をご参照下さい。
6. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。

カバー取引先（平成 20 年 1 月 16 日現在）

ドイツ銀行（Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局

ゴールドマン・サックス証券株式会社（Goldman Sachs Japan Co., Ltd.）

証券業/日本 金融庁

バークレイズ銀行（Barclays Bank PLC） 銀行業/イギリス金融庁

株式会社三井住友銀行（Sumitomo Mitsui Banking Corporation）

銀行業/日本 金融庁

シティバンク銀行株式会社（Citibank Japan Ltd.） 銀行業/日本 金融庁

ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店

（Dresdner Kleinwort (Japan) Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁

8. 弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません。その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、イーバンク銀行及びジャパンネット銀行）において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。
9. 弊社、カバー取引相手方又はお客様の資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る恐れがあります。

外国為替証拠金取引のリスクについての説明

外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行なってください。

外国為替証拠金取引はすべてのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討して頂くようお願いいたします。

外国為替証拠金取引の性質と信用リスク

株式会社サイバーエージェント FX (以下「弊社」といいます。) が提供する外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引です。従って、インターバンク (銀行間) を含むすべての外国為替証拠金取引は相対取引 (OTC = Over The Counter 取引) によって行われます。弊社は、外国為替証拠金取引に関してお客様のカウンターパーティ (取引の相手方) として行動することになり、弊社とお客様との間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質から OTC 取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。従って、お客様には外国為替証拠金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについてのご理解をお願いいたします。

為替変動リスク

外国為替市場では、24 時間常為替レートが変動しております。(土日・一部の休日を除きます。) 従って、相場がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生することがあります。

金利変動リスク

外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受取又は支払が発生します。スワップポイントの受取又は支払は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々金利水準によってスワップポイントの受取又は支払の金額が変動したり、場合によっては受取又は支払の方向が逆転するリスクがあります。またお客様がポジション (建玉) を決済するまで、スワップポイントの受取又は支払が発生します。

流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジション (建玉) を決済することや新たにポジション (建玉) を保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、弊社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。

また、天変地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。

オンライン取引に関するリスク

オンライン取引システムを利用したお取引は、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。オンライン取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定するおそれがあります。

オンライン取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生するおそれがあります。

また、意図せざるシステム障害等により、お客様の注文が約定せず、お客様のお取引が停止、遅延するおそれがあります。

レバレッジ効果によるリスク

外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなるほど、実際の投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)に比べ大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる半面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。そのため、市場がお客様のポジション(建玉)に対し、不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、弊社の所定の方法により、強制的にお客様のポジション(建玉)の全部を反対売買し、決済させて頂くおそれがあるとともに、投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

以上は、外国為替証拠金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合、又は継続して行う場合には、本取引説明書や約款、規程だけに依拠せず、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得るなどしながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分に研究し、お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行うことが肝要です。

外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて

弊社による外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守しています。

1. 外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引とは、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻し又は買戻し等をしたときは差金の授受によって決済することができる取引）をいいます。

外国為替証拠金取引からは次の2種類の損益が生じます。

売買損益

安（高）く買った通貨を高（安）く転売、もしくは高（安）く売った通貨を安（高）く買戻すという売買による差益（損）。

スワップポイントによる損益

未決済ポジション（建玉）1取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って、低金利（高金利）通貨を売ることによって金利差相当額を受け取る（支払う）ことによる利益（損益）（19.スワップポイントを参照）。

2. 口座開設について

口座開設のお申込は弊社 Web サイトもしくは専用の口座開設申込用紙にて受付いたします。お問い合わせ等は外貨 ex お客様サービスセンター（0120-724-277）もしくは、メール（info@gaikaex.net）でお受けいたします。

外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。弊社で外国為替証拠金取引口座を開設して頂くにあたっては、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。

外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、約款、規程及び本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くこと。

弊社が定める基準を満たしていること。弊社の基準の主なものは以下のようになっております。

ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。

弊社からの電子メール又は電話で常時連絡がとることができること。

ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。

契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。

日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人、又は日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。

本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。

マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。

お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。

金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。

その他弊社が定める基準を満たしていること。

3. 本人確認書類の提出

2003年1月6日に施行されました「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」に基づき、弊社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出して頂いております。

ご利用頂けるご本人確認書類は下記の通りです。

(個人のお客様の場合)

口座開設の場合 いずれか1点をご提出ください。

1. 各種健康保険証 住所等手書きの記載によるものはお受けいたしかねます。
(共済組合員証は健康保険証に準じます。)
2. 運転免許証
3. 外国人登録証明書
4. 住民票の写し
5. 住民票記載事項証明書
6. 印鑑証明書
7. 外国人登録原票記載事項証明書

1~3は有効期限内又は現在有効なもの写しをご用意下さい。

4~7は作成・発行から3ヶ月以内のものをご用意下さい。

氏名変更の場合

1. 戸籍謄本
2. 戸籍抄本

住所変更の場合

1. 住民票の写し
2. 住民票記載事項証明書
3. 運転免許証

(法人のお客様の場合) 下記2点双方をご提出下さい。

1. 登記簿謄本、履歴事項全部証明書(または現在事項全部証明書)のいずれか1点
ご注意
発行から3ヶ月以内の原本(コピー不可)をご用意下さい。
商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。
2. 取引担当者の本人確認書類(上記個人のお客様の場合と同様です。)

4. 取引方法について

外貨 ex ではパソコンの他、携帯端末画面でもお取引頂けます。

一部携帯端末からのご利用ができないサービスがございます。

5. 取引時間

	取引時間	取引停止時間時期 (システムメンテナンス)
通常	月曜日午前7時～土曜日午前6時40分	毎日午前6時40分～午前7時
米国サマータイム時期	月曜日午前7時～土曜日午前5時40分	毎日午前5時40分～午前6時

弊社システムの機器等の瑕疵若しくは障害又は補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止することがございます。

尚、弊社は法律、政令、規則、その他の法令の新設・改廃・経済情勢又は為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

6. 取引可能日

原則として前項の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状況であれば、日本の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス期間など弊社が予め指定する時間帯を除いて取引できます。

ただし、年末年始・欧米のクリスマス期間などは、為替市場の出来高が激減し、売買スプレッドが広がるなど、流動性リスクが高くなるおそれがあります。

取引日等に関する弊社の定義

営業日	営業日とは、法令等に定義される国内の金融機関の休業日以外の日をいいます。
取引日	取引日とは、本取引が行うことができる日をいいます。
約定日	約定日とは、お客様の売買注文が約定した日をいいます。
約定	お客様の注文に従って、売買取引が成立することをいいます。

7. 取引通貨

通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

外貨 ex で取扱う通貨ペアは USD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、NZD/JPY(ニュージーランドドル/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)の組み合わせとなります。

また、証拠金は日本円その他弊社の定める通貨での差入れとなり、評価損益を含めた円換算合計額はリアルタイムレートにて表示、計算します。

8. 取引単位

各通貨の最低取引単位は次のようになります。

USD(米ドル)の最低取引単位：1,000 米ドル

EUR(ユーロ)の最低取引単位：1,000 ユーロ

AUD(豪ドル)の最低取引単位：1,000 豪ドル

GBP(英ポンド)の最低取引単位：1,000 英ポンド

NZD(ニュージーランドドル)の最低取引単位：1,000 ニュージーランドドル

CAD(カナダドル)の最低取引単位：1,000 カナダドル

CHF(スイスフラン)の最低取引単位：1,000 スイスフラン

ZAR(南アフリカランド)の最低取引単位：10,000 南アフリカランド

他の通貨の最低取引単位が1,000通貨単位であるのに対し、南アフリカランドの最低取引単位は、10,000通貨単位となりますのでご注意ください。

9. 呼び値の単位(ティック)

1通貨単位あたり0.01円です。

ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、1通貨単位あたり0.0001米ドル。

10. 取引レート

1通貨単位の円価格を画面上に掲示いたします。お客様との取引価格については弊社がカバー先銀行から配信される取引価格を基に独自で決定している価格です。また、ビット価格(Bid)とオファー価格(Ask)の両方の価格を同時に掲示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビット価格で売り付けることができます。

ビット価格とオファー価格の間には価格差(スプレッド)があり、この価格差(スプレッド)分だけオファー価格はビット価格よりも高くなっています。スプレッドは相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。

11. 決済

決済とは、お客様が保有するポジション（建玉）の反対売買にかかる注文が約定した（手仕舞った）場合に、売付（買付）総約定代金から買付（売付）総約定代金および取引手数料その他の諸経費等を控除した金額を授受することをいいます。また、現受け・現渡し決済により手仕舞う場合は売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額を授受することをいい、いずれの場合においてもお客様の外貨 ex 口座にすぐに反映され、出金依頼が可能となります。

12. 注文の種類

種 類	説 明
リアルタイム注文（PC）	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。取引可能な価格が常に表示・自動更新され、表示中の取引価格をクリックすることでその取引価格での注文をし、約定することができます。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
マーケット注文（携帯のみ）	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示され、その価格での取引が成立します。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
指値注文	価格を指定する注文方法です。
逆指値（ストップ）注文	指定した価格以上で買う、又は指定した価格以下で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める際に便利です。このとき、弊社の指定により、逆指値（ストップ）注文が行えない範囲（5 銭相当額、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、0.0005 米ドル相当額）がございます。
IFD（If Done）注文	予め新規注文と決済注文の価格を指定して、同時に発注しておく注文方法。新規注文が約定した後、予め指定した価格で決済注文ができるため、利益や損益を確定することができます。
OCO 注文 (One side done then Cancel the Other order)	2 つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法。新規注文の同時発注および、決済注文の同時発注が可能となります。価格がどちらかに振れようとしている際に、利益や損失を予め決めることが可能となります。
IFO（IFD + OCO）注文	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。予め新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で 2 つの注文を同時に発注することが可能です。

外貨 ex では、月曜日（休場の翌日）の取引開始時（午前 7 時）において、指値注文、逆指値（ストップ）注文は取引開始レート（オープンレート）で約定の条件を満たしていれば、当該取引開始レート（オープンレート）で約定いたします。このとき、お客様の有利になる約定もありますが、不利になる約定もありますので、週末（休場日）に大きな為替相場の変動要因がある場合は、保有されているポジション（建玉）の縮小、もしくは追加でご入金頂く等、ご資産に余裕をお持ちになられることをおすすめいたします。

13. 逆指値（ストップ）注文の乖離レートについて

お客様は、逆指値（ストップ）注文について、取引レートが、指定のレートと同じか不利なレートとなってから執行されるため、外国為替相場の状況によっては、実際の約定レートがお客様の指定したレートと乖離する場合がありますことを予め了承するものとします。

14. 注文状況について

取引画面に表示される注文状況は以下のとおりです。

注文状況	説明
成立	約定した注文
待機中	IFD、IFO の新規注文が約定した時に執行される未執行の注文
取消済	お客様が取消をされた注文
期限切れ	約定すること無く注文期限の経過した注文
注文中	指値注文、逆指値注文、IFD の新規注文、OCO の新規注文、IFO の新規注文が注文の期限が未到来であり、かつ未約定である時の表示

15. 注文の期限

当日	約定が可能となる日の属する取引可能時間終了まで。(翌日午前 6 時 40 分(米国サマータイム時期は翌日午前 5 時 40 分))
週末	約定が可能となる日の属する週末の取引可能時間終了まで。(土曜日午前 6 時 40 分(米国サマータイム時期は土曜日午前 5 時 40 分))
無期限	お客様からの取消がない限り有効
指定日時まで	お客様の指定した日時まで

5.取引時間を参照

16. 注文の取消等

お客様は、注文が約定されていない限り、規程第 9 条に基づいて注文を取消又は撤回(以下「取消等」といいます。)することができます。このとき指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を弊社の定める方法により取消等してください。

17. 取引数量上限(ポジション保有の上限/注文数量の上限)

お客様が一度に保有することのできるポジション(建玉)の総数の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、2,000 万通貨単位とします。

また、お客様の 1 回の注文数量(注文及び決済を含みます。)の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、500 万通貨単位とします。但し、全決済(各通貨ペア毎に一括で決済の指示ができる注文方法)を行う場合、各通貨毎に 1,000 万通貨単位まで一括で決済の指示を行うことが可能です。

全決済においては、お客様が注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立します。(いわゆる「成行き」での注文となります。)レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございますので、ご留意下さい。

18. 手数料

取引手数料については、1 回の取引数量が 10,000 通貨単位未満の場合、1 回の約定及び 1 回の決済ごと(ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。)に、1,000 通貨単位あたり 30 円(1 通貨単位あたり 3 銭)になります。ただし、弊社は任意の裁量により、かかる取引手数料を減額することが出来ません。また、新規にて約定したポジション(建玉)を同一取引日内に反対売買し、決済した場合には、新規注文の際の約定についての手数料はかかりませんが、決済にかかる手数料は、無料となります。なお、取引手数料は、当該取引の新規及び決済約定時にそれぞれ徴収されるものとします。

また、1 回の取引数量が 10,000 通貨単位以上の場合、1 回の約定及び 1 回の決済(ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。)のいずれにも手数料はかからないものとします。

なお、南アフリカランド/円の取引については、最低取引数が 10,000 通貨単位からとなるため、取引手数料はかかりません。(「8. 取引単位」参照)

19. スワップポイント

お客様がご自身で保有するポジション（建玉）を決済しない場合、弊社はおお客様のポジション（建玉）を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、ある営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越される場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

ここで、ある営業日にかかる決済日とは、通常2営業日後であり、スワップポイントは決済日に受取又は支払がなされます。従って、1日分のロールオーバー毎に受取又は支払が1日分延長されるため、1日分のスワップポイントが付与されますが、水曜日から木曜日にロールオーバーした場合は、受渡日が金曜日から月曜日に3日間延長となるため、3日分のスワップポイントが加算されます。但し、当該通貨国の祝祭日等により、付与日数が変更となる場合があります。

弊社ではスワップポイントの受取又は支払を当該営業日の翌営業日に外貨 ex 円勘定口座に反映致します。

高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差調整分を受け取れます。逆に、低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差調整分を支払うこととなります。

スワップポイントにはビッドとオファーの開き（スプレット）があり、受取、支払の金額が異なります。

通貨間の金利差が小さいときは売り買い共に支払となることがあります。

スワップポイントの付与について、口座残高反映時に小数点第一位を切捨てて反映します。

「ポジション（建玉）」とは、新規での売買約定成立後、未決済のものをいいます。

「ロールオーバー」とは、同日営業日中に反対売買されなかったポジション（建玉）を翌営業日に繰り越すことをいいます。

20. 完全前受制度

弊社のシステムが外貨 ex お客様口座へお客様からの証拠金のご入金を合理的に認識しうる時点をもって、お客様は取引が可能となります。

21. 証拠金等の入金

お客様が預託する証拠金等は、円貨又は弊社が別途指定する外貨に限られます。

また、お客様による証拠金等の預託の方法は、弊社指定銀行口座への振込入金に限られます。弊社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を弊社のシステムが認識した時点でお客様の外貨 ex 口座に反映されるため、振込入金から外貨 ex 口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

なお、クイック入金をご利用いただいた場合には、原則として、上記の場合と比べて、証拠金等はより早く外貨 ex 口座に反映されることとなります。ただし、クイック入金の場合であっても、お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかった場合や入力ミス等により、外貨 ex 口座に対する反映が遅くなる場合がありますので、画面上の注意をご熟読の上、お手続き下さいますようお願い致します。

また、システムトラブルが発生した場合等により、外貨 ex 口座に対するご入金が遅くなる場合においては、取引画面において、お客様に対して、適時にお知らせ等を行います。お客様におかれましては、弊社の画面上のお知らせ等にも十分ご留意いただいた上で、取引・ご入金等を行っていただくようお願い致します。

なお、弊社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金サービス（取引画面からの指定銀行のネットバンクを利用した振込）の場合の振込手数料は弊社負担といたします。

クイック入金とは、弊社提携金融機関より外貨 ex のお客様口座に即座にお振込ができる便利なサービスです。

22. 証拠金等の出金

ある時点において弊社に預託されている有効証拠金の額が、当該時点における保有ポジション(建玉)にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分(以下「返還可能額」といいます。)の全部又は一部の返還を受けることができるものとします。

なお、返還可能額の有無は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。したがって、出金依頼後、出金が完了するまでに当該出金依頼金額を考慮する前の返還可能額(利用可能額/取引余力)が当該出金依頼金額を下回った場合、出金依頼を取消させていただきます。

【円貨】

出金金額が50万円以内の場合で当日中の出金をご希望の場合、12時までに受け付けた出金については、当日中に金を出します。12時以降の出金依頼については翌営業日の出金依頼として扱われます。

50万円を超える出金の場合は、翌々営業日に金依頼額全額を出金し致します。また、当日中の出金をご希望されない場合は、翌々営業日の出金になります。

また、金額に関わらず当日中の出金をご希望されない場合は、翌々営業日の出金になります。

【外貨】

当日午前7時までに受け付けた出金については、翌々営業日に金を出します。(夏時間適用時は1時間早まります。)

但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがあります。

23. 証拠金等に関する用語

用語	説明
預り資産	お預りしているお客様の資産。
預り資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したものです。
取引証拠金	ポジション(建玉)をもつ際に取引の担保として弊社に予め預託することが必要な担保金。レバレッジコースにより異なります。
評価損益(金)	現在お持ちのポジション(建玉)で発生している損益金額であり、外貨については円換算したものです。
注文中証拠金	ある時点において発注済でかつ約定前の注文に係る取引証拠金の合計額。
出金依頼金額	お預りしている資産から出金依頼の指示を出された金額で、出金が完了するまで表示されます。
有効証拠金	預り資産合計 - 取引評価損
返還可能額 (利用可能額/取引余力)	有効証拠金 - 取引証拠金 - 注文中証拠金 - 出金依頼金額
(証拠金)維持率	有効証拠金 ÷ 取引証拠金

24. レバレッジ

外貨 ex ではレバレッジコースを10倍、30倍、50倍、100倍の4種類、ご用意しております。口座開設時に30倍、50倍又は100倍のコースをご指定される場合には、レバレッジコースの変更に関して、別途弊社が指定する方法により同意して頂くことを条件とします。なお、ご指定のない場合10倍コースでのお取引となります。

また、口座開設後におきましてもレバレッジコース変更に関して、別途弊社が指定する方法により同

意して頂くことを条件として、コースの指定を変更することが可能です。

なお、弊社の取引証拠金額は、為替相場の変動にかかわらず下記のとおり固定されております。そのため、レバレッジ 10 倍コースであっても、レバレッジの倍率が正確に「10 倍」となるわけではありません。各レバレッジコース及び各通貨ペア毎の取引証拠金額は、下記の表をご確認ください。

レバレッジ 10 倍コース (初期設定)

通貨ペア	通貨単位	取引証拠金額
米ドル/円	1 万米ドルあたり	100,000 円
ユーロ/円	1 万ユーロあたり	100,000 円
ユーロ/米ドル	1 万ユーロあたり	100,000 円
豪ドル/円	1 万豪ドルあたり	80,000 円
英ポンド/円	1 万英ポンドあたり	200,000 円
ニュージーランドドル/円	1 万ニュージーランドドルあたり	80,000 円
カナダドル/円	1 万カナダドルあたり	100,000 円
スイスフラン/円	1 万スイスフランあたり	80,000 円
英ポンド/米ドル	1 万英ポンドあたり	200,000 円
南アフリカランド/円	10 万南アフリカランドあたり	100,000 円

(注 1) 上記の表は、例えば、米ドル/円の通貨ペアであれば、100,000 円の取引証拠金を預託することにより、最大 1 万ドルに相当する取引が可能であることを意味します。以下の表の読み方も同様です。

(注 2) 南アフリカランド/円については、10 万通貨単位あたりの取引証拠金を表示しておりますので、ご注意ください。

レバレッジ 30 倍コース

通貨ペア	通貨単位	取引証拠金額
米ドル/円	1 万米ドルあたり	40,000 円
ユーロ/円	1 万ユーロあたり	40,000 円
ユーロ/米ドル	1 万ユーロあたり	40,000 円
豪ドル/円	1 万豪ドルあたり	30,000 円
英ポンド/円	1 万英ポンドあたり	70,000 円
ニュージーランドドル/円	1 万ニュージーランドドルあたり	30,000 円
カナダドル/円	1 万カナダドルあたり	40,000 円
スイスフラン/円	1 万スイスフランあたり	30,000 円
英ポンド/米ドル	1 万英ポンドあたり	70,000 円
南アフリカランド/円	10 万南アフリカランドあたり	40,000 円

レバレッジ 50 倍コース

通貨ペア	通貨単位	取引証拠金額
米ドル/円	1 万米ドルあたり	20,000 円
ユーロ/円	1 万ユーロあたり	20,000 円
ユーロ/米ドル	1 万ユーロあたり	20,000 円
豪ドル/円	1 万豪ドルあたり	16,000 円
英ポンド/円	1 万英ポンドあたり	40,000 円
ニュージーランドドル/円	1 万ニュージーランドドルあたり	16,000 円

カナダドル/円	1万カナダドルあたり	20,000円
スイスフラン/円	1万スイスフランあたり	20,000円
英ポンド/米ドル	1万英ポンドあたり	40,000円
南アフリカランド/円	10万南アフリカランドあたり	20,000円

レバレッジ 100 倍コース

通貨ペア	通貨単位	取引証拠金額
米ドル/円	1万米ドルあたり	10,000円
ユーロ/円	1万ユーロあたり	10,000円
ユーロ/米ドル	1万ユーロあたり	10,000円
豪ドル/円	1万豪ドルあたり	8,000円
英ポンド/円	1万英ポンドあたり	20,000円
ニュージーランドドル/円	1万ニュージーランドドルあたり	8,000円
カナダドル/円	1万カナダドルあたり	10,000円
スイスフラン/円	1万スイスフランあたり	10,000円
英ポンド/米ドル	1万英ポンドあたり	20,000円
南アフリカランド/円	10万南アフリカランドあたり	10,000円

外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなるほど、実際の投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)に比べ大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる半面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。その為、市場がお客様のポジション(建玉)に対し不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)の全部を強制的に決済させていただきます(「29.ロスカットルール」参照)。このロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客様は投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

レバレッジにつきましては下記についてもご注意ください。

レバレッジコースにかかわらず、お客様が一度に保有することができるポジション(建玉)の総数の上限は、2,000万通貨単位とします。

レバレッジコースを変更する際は、変更時点でポジション(建玉)を保有していないことが条件になるため、レバレッジコースの変更の際には、お客様は既存の保有ポジション(建玉)を予め決済して頂く必要があります。その上で、当該決済後に残った証拠金を新たなレバレッジコースへ移行することになります。また、未約定の注文がある場合につきましても、当該注文が約定し、かつ決済が完了するか、又は当該注文を取消することがレバレッジコース変更の条件となります。

弊社の定める審査基準に基づき、レバレッジコースの変更をお断りする場合がございます。

レバレッジコースの変更は、弊社からお客様に対するレバレッジコース変更完了の通知(電子メールによる通知を含みます。)により効力が発生するものとします。

25. 評価損益

ロスカット等を判断する際に採用する為替レートは、買ポジション(買建玉)の場合は、オファー価格(Askレート)、売ポジション(売建玉)の場合は、ビッド価格(Bidレート)に基づいて評価損益を計算します。

26. 外貨による証拠金の取扱について

外貨による取引証拠金の差入れもお受けいたします。但し、常時弊社が提示する実勢レートに基づき、円貨に換算されますのでご注意ください。このとき、外国為替相場の変動に伴う決済損の発生等により円勘定に不足が生じた場合は不足額の円貨の差入れを行って頂くか、不足額相当額の外貨預託証拠金の円転等、弊社が定める必要な措置を行って下さい。

27. ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルの取引について

ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルの売買損益については、ポジション（建玉）の決済時に米ドル/円の実勢レートにより円換算の上、外貨 ex 円勘定口座に反映致します。この時、ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルの売買損益は外貨勘定に反映されませんので、ご注意下さい。

また、ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルのお取引から発生するスワップポイントは円貨で表示されます。（スワップポイントの受取又は支払については、19.スワップポイントをご参照下さい）

28. 両建て取引について

外貨 ex では両建て取引を行うことができますが、両建て取引には、取引手数料が二重にかかること、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、ビット価格（Bid）とオファー価格（Ask）の価格差（スプレッド）についてお客様が二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引ですので、十分にご留意下さい。

29. ロスカットルール

ロスカットルールとは、取引証拠金が（証拠金）維持率 20%（ロスカットライン）を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション（建玉）の全部を反対売買して決済する制度です。このとき（証拠金）維持率は下記の計算式により計算されます。

$$\text{（証拠金）維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$$

$$\text{有効証拠金} = \text{預り資産合計} - \text{取引評価損} \quad \text{（23.証拠金等に関する用語をご参照下さい。）}$$

弊社は、原則として、（証拠金）維持率が適正の場合（50%以上）は 10～30 分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、お客様の（証拠金）維持率が 50%を下回ったことが確認された場合（以下、（証拠金）維持率が 50%を下回った口座を「危険口座」といいます。）においては、その後（証拠金）維持率が 50%以上となるまでの間、危険口座の場合は 1～2 分毎に当該危険口座の（証拠金）維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。

さらに、（証拠金）維持率が 20%（ロスカットライン）を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション（建玉）を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までには当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、加えて電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかつたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

弊社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。

30. 不足金について

外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は弊社の請求により不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

31. 現受け・現渡し注文について

現受け・現渡し注文においては売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額にスワップポイントを加減した金額を外貨 ex 口座において授受することをいいます。

現受け・現渡し注文を行う場合は、対象となる通貨、及び決済に必要な金額が証拠金として事前に預託されている必要があります。

現受け注文の場合、前もって外貨の買いポジション（買建玉）を保有しており、当該外貨相当額の円貨とその他決済に必要な金額が預託されている必要があります。

現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション（売建玉）を保有しており、当該外貨額が預託されていて、その他決済に必要な金額（円貨）が預託されている必要があります。

携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。

南アフリカランドについては現受け・現渡し注文を受け付けておりませんので、ご了承下さい。

32. 受渡日

現受け・現渡し注文の際の受渡日は当該注文を発生した日の翌々営業日になります。

33. コンバージョン

コンバージョンとは両替のことで、外貨 ex では、弊社の所定の方法により、円と米ドルを両替することが可能です。ご希望のお客様は外貨 ex お客様サービスセンターまでご連絡下さい。尚、コンバージョン後の金額について、最小取引単位未満の端数は切捨てとします。

円の場合：1円未満切捨

ドルの場合：1セント未満切捨

34. 口座番号・パスワードの管理

お取引画面にログインする際の口座番号及びパスワード（暗証番号）はお客様を特定する重要な情報となりますので、その管理には十分なお配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外にパスワード等が漏洩し、第三者がお客様の名義で取引を行った場合などには、お客様に重大な影響や損害を及ぼすおそれがあります。

お客様はパスワードを指定することができますが、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けてください。また、お取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更いただき、パスワードが第三者に漏洩しないようご注意ください。

35. アカウントロック

外貨 ex 取引画面にログインする際に、ログイン ID（外貨 ex 口座番号）、パスワードの操作を連続して6回誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。

アカウントロックの解除が必要な場合は、外貨 ex お客様サービスセンターまでご連絡ください。

解除にかかる弊社の所定の方法をご案内致します。

36. お客様へのご連絡

取引証拠金の不足等、弊社が必要と判断した場合等には、弊社の所定の方法により（電子メールを含みます。）ご連絡いたします。

37. お客様との通話の録音について

お客様との間のお取引の管理を正確に行うために、お客様との通話については録音させていただきますので、予めご了承下さい。

38. 取引の報告書について

外貨 ex では約定したお取引について、原則として書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を含みます。）は交付いたしません。お取引の報告については、電磁的方法により、交付させていただきますので、ご了承下さい。

なお、書面による交付をご希望のお客様は別途、外貨 ex お客様サービスセンターまでお問い合わせ下さい。

39. 税金について

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益 - 経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や出金した金額分ではございません。

また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として総合課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。

最終的な雑所得等の合計額が年間で20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなければなりません。

なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか又国税庁タックスアンサー（<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>）へお問い合わせ下さいませようお願いします。

雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金の様に、他の9種類の所得（利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得）のいずれにもあたらない所得をいいます。

他の雑所得がある場合には、雑所得同士をすべて損益通算することができますが、株式や取引所の先物取引等は申告分離課税として取扱いが異なるため、別々に申告する必要があります。

40. 行政への報告

弊社とお客様との間の外国為替証拠金取引は「外国為替及び外国貿易法」に規定される「資本取引」に該当すると解されます。従いまして、本来ならば財務省令で定められた額（1億円に相当する額）を超えるお取引を行った場合は、お客様並びに弊社は日本銀行を経由して財務大臣に報告義務がございます。

しかし、弊社では同法の規定に従い「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出」を行い、「届出者」としてお客様に代わって一括報告を行いますので、お客様個々の届出の必要はございません。ただし、関係法令の変更等により、お客様に手続きをして頂くケースが生じるおそれがございますので、予めご留意願います。

41. 資産の保全について

弊社では「信託保全」というしくみを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、

(1) 三井住友銀行から信託管理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還

(2) 信託管理人を通して、ご本人様確認の上、お客様に実際の有効証拠金額に応じて返還することが可能となります。

ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として有効証拠金額を算出し、有効証拠金額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします。このとき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

そのため、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。

弊社に万が一の事態が起こった場合、信託管理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限として金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので、お客様の個人情報を信託管理人及び信託先である三井住友銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行は、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではありません。また、三井

住友銀行は外貨 ex の運営、および信託管理人の運営および管理責任を一切負いません。

ご注意

信託保全金額として算出される有効証拠金額は、取引において用いられる有効証拠金額と異なり、評価益金についても、算出の対象となります。

42. 本取引説明書の変更

本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。尚、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。

この場合、お客様は、原則として Web サイトにて当該変更にご同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

なお、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな外国為替取引説明書を送付するものとします。

弊社とお客様との外国為替証拠金取引に関し、ご不明な点がございましたら、外貨 ex お客様サービスセンターまでご連絡下さい。

外貨 ex お客様サービスセンター

電話：0120-724-277（平日）午前 8 時～午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。

（祝日）午前 9 時～午後 9 時に承ります。

FAX：03-3770-7951（受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

e-mail：info@gaikaex.net（受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

平成 18 年 5 月 29 日改訂

平成 19 年 3 月 12 日改訂

平成 19 年 5 月 21 日改訂

平成 19 年 9 月 30 日改訂

平成 19 年 11 月 5 日改訂

平成 19 年 12 月 10 日改訂

平成 20 年 1 月 16 日改訂

外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が弊社と外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

- a 本取引説明書の交付を受ける
はじめに弊社から約款、規程、本取引説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の取引の概要やリスクなどについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された弊社の定める様式による確認書をご提出ください。
- b 外国為替証拠金取引口座の設定
外国為替証拠金取引の開始にあたっては、原則として弊社 Web サイト上より外国為替証拠金取引口座開設フォームに必要事項を入力頂き、外国為替証拠金取引口座を設定して頂きます。その際、弊社の指定する本人確認書類のご提示を頂きます。
- c 預金口座の開設
現受け現渡し決済を行う場合には、外貨の受渡しのための預金口座が必要となります。
邦銀・外銀を問わず、海外にある支店に口座はご指定になれません。
- d 証拠金の差入れ
弊社指定銀行口座に振り込みによって、当該取引に必要な取引証拠金額以上の証拠金を差入れます。

(2) 注文の指示

- 外国為替証拠金取引の注文をするときは、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。
- a 注文する通貨の組合せ
 - b 売付取引又は買付取引の別
 - c 注文数量
 - d 価格（指値、リアルタイム等）（指値には、弊社が提示するオファー価格又はビット価格に応じる場合を含みます。）
 - e 注文の有効期限
 - f その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 売戻し又は買戻しによる建玉の結了

ポジション（建玉）の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売戻し又は買戻しとし、取引数量分がポジション（建玉）から減少します。

(4) 注文をした取引の成立（約定）

注文をした外国証拠金取引が成立（約定）したときは、弊社は、(6) に定めるところに従って、成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告いたします。

(5) 手数料

弊社は、本取引説明書で予め取り決めた料率、額及び方法により取引手数料を徴収します。（弊社が取り扱う外国為替証拠金取引において、一部を除き通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱うものについては、取引手数料に消費税は課税されません。）

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は 1 ヶ月ごと（法令では四半期ごと。但し、取引成立がない場合は 1 年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並

びに報告対象期間の末日におけるポジション（建玉）証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した 報告書を作成して、お客様に交付します。

(7) 電磁的方法による書面の交付

弊社はおお客様への書面の交付を取引画面において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付により、発行させていただきます。

(8) その他

弊社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義が生じた場合、遅滞なくその旨 を外貨 ex お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ね下さい。

外貨 ex お客様サービスセンター

電話：0120-724-277（平日）午前 8 時～午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。

（祝日）午前 9 時～午後 9 時に承ります。

FAX：03-3770-7951（受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

e-mail：info@gaikaex.net（受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、又は顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a) 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- b) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- c) 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d) 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- e) 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- f) 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、について、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
- g) 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- h) 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- i) 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
- j) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

- k) 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- l) 外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m) 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- n) 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- o) 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- p) 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- q) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為。
- r) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為。
- s) 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t) 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

弊社の概要について

1 商号及び名称

株式会社サイバーエージェント FX
(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第271号)

2 設立年月日

平成15年9月1日

3 資本金

4億9千万円

4 本店所在地

東京都渋谷区道玄坂1-14-6

5 役員の状況

役員名	氏名又は名称
代表取締役	西條 晋一
取締役	田島 聡一
取締役	高根 宏章
取締役	秋沢 正徳
監査役	横田 淳

6 株式等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数	出資額	割合
(株)サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	16,200株	810,000,000円	100.00%
計1名				100.00%

7 加入している金融商品取引業協会

社団法人金融先物取引業協会(登録番号1555号)

8 沿革

年月	内容
平成19年6月	手数料無料化開始
平成19年5月	取引システムリニューアル
平成18年10月	株式会社サイバーエージェントFXに社名変更
平成18年6月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成18年4月	東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融先物取引業登録 関東財務局長(金先)第148号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を (株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成17年12月	資本金4億9千万に増資
平成17年6月	信託保全サービス開始
平成16年12月	資本金4億2千万円に増資
平成16年3月	資本金1億7千万円に増資
平成15年9月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金1億円で設立

9 行っている業務

- 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業
(インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引業)

- ・システム保守・管理及び運営に関するアドバイス

10 苦情受付窓口

外貨 ex お客様サービスセンター

TEL : 0120-724-277 FAX : 03-3770-7951 e-mail : info@gaikaex.net

外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

外国為替証拠金取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。ただし、弊社との間の取引に関して、約款、規程又は本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認ください。

アスク (Ask)

プライスを提示する側の売り値のこと。オファーと意味は同じです。提示された側はそのプライスを買うこととなります。(ビッド)

インターバンク市場 (インターバンクしじょう)

金融機関同士の取引を行う市場のことです。この市場の取引参加者は金融機関、大手証券会社などです。参加者は、直接または間接 (仲介 : ブローキング) に通貨を取引します。インターバンク市場では、東京・ロンドン・ニューヨークを世界の三大市場といいます。

受渡決済 (うけわたしけっさい)

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の授受 (外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取る) により決済する方法をいいます。

売建玉 (うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

売戻し (うりもどし)

買建玉を手仕舞う (買建玉を減じる) ために行う売付取引をいいます。

オファー

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

外国為替市場 (がいこくかわせしじょう)

為替取引は基本的に相対取引ですから、お客様と当社の間で取引が行なわれれば、それも一つの「外国為替市場」を形成していると言えます。市場参加者の種類により、銀行をはじめとする金融機関中心の市場を特にインターバンク市場と呼びます。

外国為替証拠金取引 (がいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも小額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引で、店頭デリバティブの一つです。

買建玉 (かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

買戻し (かいもどし)

売建玉を手仕舞う (売建玉を減じる) ために行う買付取引をいいます。

カバー取引 (カバーとりひき)

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は外国為替証拠金取引をいいます。

機関投資家（きかんとうしか）

生命保険会社や信託銀行・年金基金・ヘッジファンドなどを呼びます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

クロス取引（クロスとりひき）

ドルを介さない為替取引のことです。クロス円といえば円を中心とした取引（EUR/JPY や GBP/JPY、または CHF/JPY など）を意味し、クロス EUR と言えば、EUR を中心とした取引（EUR/JPY や EUR/GBP など）を意味します。

差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

ショート

ある通貨の売り持ちの状態を言います。ドル円で「ドルショート」という場合は、ドル売りのポジションを表します。（ロング）

スポット

為替市場においては直物取引を指し、取引日から 2 営業日後が決済日になります。

スリッページ

ストップ注文の成立時に生じる、指定したレートと実際に約定したレートとの差のことを言います。一般的に指定していたレートから通常で（1-10）ポイントほど下で売る（上で買う）ことになります。相場の急落/急騰など、市場状況により、このスリッページが大きくなる場合もあります。

ツー・ウェイ・プライス

新規注文の場合、売値と買値の両方を同時に提示します。

デイ・トレード

同日内の売買でポジションをクローズすることです。イントラデイ・トレードとも呼びます。

テクニカル分析（テクニカルぶんせき）

過去の価格の推移など、いわゆる市場内部的要因のデータを統計的に分析して、相場の方向性を予測する手法のことをいいます。

デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができません。

日銀短観（にちぎんたんかん）

日銀短期企業経済観測調査のことです。3の倍数月（3月・6月・9月・12月）に発表する経済動向です。

値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

ビッド（Bid）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

ファンダメンタル分析（ファンダメンタルぶんせき）

価格形成を左右する要因の中で、基礎的な要因となるものを分析する手法です。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

約定日

取引が約定した日のことです。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

レバレッジ

テコの原理のことです。レバレッジを効かせることにより、小額の資金でより大きな資金の取引ができます。

ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

ロング

ある通貨の買い持ちの状態を指します。ドル円で「ドルロング」という場合は、ドル買いのポジションを表します。（ ショート）

FRB（Federal Reserve Board / Board of Governors of the Federal Reserve System）

米連邦準備理事会のことです。連邦準備銀行もFRB（Federal Reserve Bank）ですが、連邦準備制度理事會では、公定歩合・支払準備率・公開市場操作などの金融政策を行います。FRBは日本の日本銀行と同様、アメリカの中央銀行に相当する機関で、2006年現在の議長はベン・バーナンキ氏です。

FOMC (Federal Open Market Committee)

連邦公開市場委員会。米国の連邦準備制度の金融政策に基づく公開市場操作(マネーサプライの調節、金利・為替水準の誘導等)の方針を決定します。例えば金利操作が事前予想の範囲を大きく超える場合などは、為替にも大きな影響があります。代表的な短期金利の指標であるFF金利の導目標等もここで決定されています。